証券取引法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一　商品取引所法における主務大臣の見直し

１　商品取引所法における主務大臣について、現行の農林水産大臣及び経済産業大臣のほかに、内閣総理大臣を加えるものとすること。

２　商品取引所法における主務省令について、現行の農林水産省令、経済産業省令に内閣府令を加えた共同命令とするものとすること。

３　内閣総理大臣は、商品取引所法による権限を金融庁長官に委任するものとすること。

４　金融庁長官は、政令で定めるところにより、３により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができるものとすること。

（第１２条中商品取引所法第３５４条関係）

二　この法律の見直し

政府は、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況等を勘案し、商品先物取引を含め金融商品全般を対象とするより包括的な規制の枠組み（商品先物取引に係る課徴金制度の導入を含む。）を構築するための法整備について検討を加え、その結果に基づいて、必要な見直しを行うものとすること。

（附則第２２０条関係）